

令和元年度三木町農業委員会
10月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
10月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年10月21日
(会議時間) 15:00～16:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事
6. 森岡隆一係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

事務局

それでは、10月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等10件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、佐竹委員と藤本委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字馬場 2筆 2,736㎡

地目：田2筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：田中字宮下 1筆 307㎡

地目：田1筆

譲渡理由：相手方の要望

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字北高原 1筆 764㎡

地目：田1筆

譲渡理由：高齢化

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転贈与

番号4 申請地：氷上字西青岸 1筆 471㎡

地目：田1筆

譲渡理由：親族への贈与

譲受理由：親族より受贈

権利：所有権移転生前一括贈与

番号5 申請地：氷上字東青岸 10筆 5, 697㎡
地目：田10筆
譲渡理由：子への贈与
譲受理由：親より受贈
権利：所有権移転生前一括贈与

番号1について説明します。

番号1は、譲受人の経営規模拡大であり、利用権設定もあわせてしており下限面積等も問題ありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、譲受人の経営規模拡大で、下限面積等も問題ありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、譲受人の経営規模拡大で、下限面積等も問題ありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、親族への贈与になります。

番号5について説明します。

番号5は、親からの贈与になります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

12番委員

番号1につきまして、譲渡人は町外在中で高齢で、譲受人は近くに住んでいる両親とともに農業をするということで、売買の話しがまとまったものです。

6番委員

番号2につきまして、譲渡人は高齢により、経営規模拡大を図りたい譲受人との間で話がまとまり売買を行うものです。

16番委員

番号3につきまして、小作人である譲受人に贈与するもので、特に問題はないと思います。

13番委員

番号4、5につきまして、番号4の譲渡人は譲受人の親の兄弟で県外に住んでおり、以前から譲受人と親が管理していました。譲渡人も高齢となり手伝いもできないことから、この度贈与の話しになったもので、特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字上連 1筆 899㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：資材置場

権利の種類：使用貸借権設定

一時転用 令和2年3月13日まで

899㎡の内757㎡

番号2 申請地：鹿庭字上連 2筆 378㎡

地目：田2筆

現況：田2筆

目的：事務所兼資材置場

権利の種類：使用貸借権設定

一時転用 令和2年3月13日まで

378㎡の内370㎡

番号3 申請地：氷上字長楽寺 2筆 1,130㎡

地目：田1筆、畑1筆

現況：畑2筆

目的：駐車場、資材置場

権利の種類：貸借権設定

一時転用 令和2年2月29日まで

1,130㎡の内173.4㎡

番号4 申請地：井戸字公文明 1筆 117㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：宅地拡張
権利の種類：所有権移転贈与
併用地：宅地294.21㎡
造成時期：昭和53年頃から

番号1について説明します。

下水道の工事を行うための資材置場とするため、令和2年3月13日までの一時転用になります。

番号2について説明します。

下水道の工事を行うための事務所、資材置場とするため、令和2年3月13日までの一時転用になります。

番号3について説明します。

香川用水の工事を行うための、駐車場、資材置場とするために令和2年2月29日までの一時転用になります。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

2番委員

それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について去る、令和元年9月13日(金)の午前9時から4条申請1件、5条申請2件につきまして、協会長、高尾会長職務代理人、藤本委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

4番委員

それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について去る、令和元年

10月15日(火)の午前9時から4条申請1件、5条申請4件につきまして、高尾会長職務代理人、川田委員、私、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号4です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明ですが、5条申請番号1及び番号2については私ですので、説明します。

5条申請番号1番号2については、農業集落排水の管路施設工事でその工事期間中の資材置場として一時転用して利用するものです。

13番委員

5条申請番号3については、香川用水の改修工事のための資材置場とするもので、工事期間中のみですので、特に問題はないと思います、

11番委員

5条申請番号4について、農地転用の許可を得ず造成していたことが発覚したため是正するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願について

番号1 申請地：奥山 759㎡
地 目：田
目 的：山林、原野

番号1について説明します。

番号1については、周囲を山林に囲まれており取り込まれるように山林化したものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が15件、再設定が13件で合計28件になります。

総設定面積は94,369㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は8件で、総設定面積26,069㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構

想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和元年8月7日及び10月8日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら1経営体の更新、1経営体の変更の申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。
他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年10月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____